

Ⅶ 推進体制

1 男女共同参画推進条例の適切な施行

- ・ 男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえた愛媛県男女共同参画推進条例に基づき、県内の状況に配慮しつつ、適切な男女共同参画行政の推進を図るとともに、わかりやすい普及啓発や課題解決型の実践活動を通じた県民等との連携と協力のもとに、男女共同参画社会の早期実現を目指します。
- ・ 愛媛県男女共同参画推進委員制度の運用により、県の施策についての苦情の適切な処理や、性別による差別的取扱い等の人権侵害が生じた場合の救済を図ります。
- ・ 県庁の推進体制である「愛媛県男女共同参画推進本部」の下に女性活躍推進部会を設置し、女性活躍推進法の趣旨を踏まえた女性活躍推進を、男女共同参画社会づくりと一体的に推進します。

2 市町、関係機関、民間団体との連携強化

- ・ 情報の提供や技術的な助言など必要な措置を通じ、市町の主体的な取組を積極的に支援し、協働して各地域における男女共同参画社会づくりを推進します。
- ・ 県、市町間で情報交換や意見交換を行う機会を確保します。
- ・ 民間の各種団体等で構成される「男女共同参画社会づくり推進県民会議」を主体として県民大会を開催します。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて活動している民間団体等への情報提供等の支援に努めます。
- ・ 県内の経済団体等を中心に平成 26 年 8 月に設立した「えひめ女性活躍推進協議会」（事務局：愛媛県法人会連合会）を、女性活躍推進法第 23 条に規定する協議会に位置付け、女性活躍のための地域ぐるみの取組を推進します。
- ・ 男女共同参画社会づくり及び女性活躍を強力に推進するため、えひめ女性活躍推進協議会や愛媛労働局、大学等との連携を強化します。
- ・ 女性活躍推進のため、必要な人が県内どこでも、いつでもワンストップで情報を入手・利用することができるよう、分野横断的な情報（起業、再就職等に関する施策・事業や相談窓口、女性活躍に関する自主目標設定企業の目標概要、地域活動に取り組む団体の紹介等）を総合的に発信するポータルサイトを構築します。

3 拠点施設の充実、機能強化

- ・ 「男女共同参画センター」においては、性別や就業の有無に関わりなく、あらゆる人々が利用しやすいように機能の充実を図ります。
- ・ 県の拠点施設である「男女共同参画センター」と「新居浜市立女性総合センター（新居浜ウイメンズプラザ）」（新居浜市）や「松山市男女共同参画推進センター（コムズ）」（松山市）等、市町の男女共同参画関連施設とのネットワーク化を推進します。
- ・ 調査研究、情報発信機能の充実に努めます。
- ・ 地域の女性活躍に必要な人材発掘・育成及び防災力の拠点として、人員の育成とネットワーク化、先進的な取組事例の共有及び情報発信など機能強化を図ります。

4 計画の進行管理、公表

- ・ 目標ごとにできる限り目標数値を設定することにより、現状や施策の推進状況をわかりやすく示し、計画の着実な推進を図ります。
- ・ 県庁の推進体制である「愛媛県男女共同参画推進本部」を活用し、毎年度の進捗状況について進行管理を行い、全庁で総合的・計画的に推進します。
- ・ 「愛媛県男女共同参画会議」は、男女共同参画の推進に関する施策や重要事項を審議するとともに、施策の実施の状況について必要に応じて調査します。
- ・ 男女共同参画に関する年次報告書を作成し、公表します。
- ・ E B P M（証拠に基づく政策立案）の観点から、施策の実施状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の取組に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（P D C Aサイクル）を確立します。